

審査結果概要

久御山町議会政治倫理審査会の開催日	令和5年4月24日
審査請求の対象となった議員の氏名	中井 孝紀 議員
審査請求の対象となった事由の該当条項	久御山町議会議員政治倫理要領第3条第1号及び第3号
審査請求の対象となった事由の内容	令和4年8月22日、久御山町内において、自動車事故を起こしたものの自身の都合（公務）によりその場で警察に事故の報告をせず、翌日に報告をおこなったこと。
審査結果	(1) 審査請求の適否について（要領第6条第1項前段） 審査請求に適すると判断した (2) 政治倫理基準に違反する行為の存否について（要領第6条第1項後段） ア要領第3条第1号に違反する行為の存否について 違反すると判断した イ要領第3条第3号に違反する行為の存否について 違反すると判断した

	<p>(理由)</p> <p>令和5年3月29日の全員協議会で対象議員が事実を認めている。また、添付資料により相手の方が、対象議員の対応に不信感を抱いていると言わざるを得ない。よって、久御山町議会議員政治倫理要領第3条の政治倫理基準に反する疑いがあると認められ、審査請求に適している。</p> <p>今回の交通事故は、軽微な事故であったが、道路交通法第72条第1項によると、交通事故があったときは、車両等の運転者は直ちに警察官に報告しなければならないとなっている。対象議員は、その後公務があり、後刻の報告になることについて相手の方の同意があったと述べているが、翌日に報告した行為は、法令等で罰せられることがなかったとしても、議会の信用及び名誉を傷つけたことにあたる。</p> <p>相手の方は、対象議員の近隣の方(久御山町住民)であると同時に、町の関係団体の職員でもあり、対象議員が議員であると認識されている。対象議員が圧力をかけたわけではないが、議員から後刻に事故処理をすと言われ、断ることが難しい立場にあったと判断する。ついでには、議員の地位に基づく影響力を不正に行使していることにあたる。</p>
<p>附帯意見</p>	<p>議員は、良識ある行動や情報発信をすることとし、住民から誤解を招くような行為を厳に慎むよう求める。</p>